

平成 28 年度の工事請負契約の発注について

区では、平成 23 年度から区内産業の育成と区経済の発展に資することを目的に、区内に本店を置く業者（以下「区内業者」という。）が優先的に受注できる地域要件を付した制限付一般競争入札を導入した。

平成 26 年度からは、技術者確保の軽減措置として、制限付一般競争入札の対象案件のうち、小規模工事については、総合評価方式でなく希望制指名競争入札による価格競争を採用した。

平成 27 年度においては、平成 26 年度に実施した希望制指名競争入札の範囲の拡大に取り組んだ。

一方、全国的にみると、公共工事の受注をめぐる価格面での競争激化は継続しているとともに、適切な工事の施工に注目が集まっている。

区は、これらの状況を踏まえ、平成 28 年度の工事発注にあたっては、従来の取組方針や国の要請などを勘案し、競争性及び品質確保に取り組んでいく。

1 発注方法

区内業者の育成支援及び現在の経済状況等を勘案し、引き続き地域要件を付した制限付競争入札を継続する。

なお、制限付競争入札の限度額については、平成 27 年度と同基準で実施する。

(1) 制限付競争入札の対象

制限付一般競争入札の対象については、平成 27 年度と同基準により実施する。

業 種	予 定 価 格
道路舗装	1 億 2 千万円以下
一般土木	1 億 2 千万円以下
建築	1 億 2 千万円以下
電気	5 千万円以下
給排水・空調	4 千万円以下
造園	7 千万円以下
その他	その都度設定

(2) 希望制指名競争入札の対象

上記のうち、予定価格が 2 千 5 百万円未満（建築工事は、5 千万円未満）の案件については区内業者の負担軽減の観点から、引き続き希望制指名競争入札を採用する。

業 種	予 定 価 格
建築工事	5 千万円未満
上記以外の工事	2 千 5 百万円未満

2 競争性の確保と不調対策

入札参加者を制限している制限付競争入札については、早期の契約締結や工事の遅延防止を図るため、以下の取組を行う。

(1) 再度入札回数

一般競争入札 初回の入札を含め3回

希望制指名競争入札 初回の入札を含め2回

ただし、応札金額によっては、上記の回数未満で終了する場合がある。

(2) 制限解除と予定価格の事前公表

不調打ち切りとした案件を同条件で再度発注する場合は、予定価格の事前公表を行うことができる。また、総合評価方式による入札案件を再度発注する場合には制限を解除した希望制指名競争入札とすることができる。

3 工事発注における適正化の推進

(1) ダンピング対策の強化

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底するとともに、算定基準の在り方を検討する。

また、入札に参加しようとする者から対象となる工事に係る入札金額と合わせてその内訳を提出させる取組みを継続する。

(2) 社会保険未加入対策の推進

平成28年4月以降、競争に参加する資格を有する者の定期の参加資格申請において、社会保険等の加入を必須とする。(東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける資格申請登録の際の必須事項とする)

(3) 下請契約及び下請代金支払いの適正化の徹底

元請業者へは下請け業者との契約において、技能労働者の適正な賃金水準や施工現場における労働環境の確保について引き続き要請する。

(4) 総合評価方式における品質確保の取組の推進

総合評価方式における施工能力の評価にあたっては、より直近の工事の結果を評価に反映する形で実施する。

(5) 落札業者への周知の強化

競争入札参加者に対しては、東京電子自治体共同運営電子調達サイトにて、さまざまな情報提供を行っているところであるが、①工事中の施工状況の確認、②施工現場における労働環境の改善について、契約書の取り交わし時に文書により受注業者に要請し、工事施工段階での適正化の一層の推進を図る。

【参考】 契約発注のイメージ図〈平成28年度〉

130万円

2千5百万円(建築以外) 5千万円(建築)

1億2千万円(建築・土木)

◆区内制限 (価格競争方式 希望制指名競争入札)	◆区内制限 (総合評価方式一般競争入札)	◇制限なし (総合評価方式一般競争入札)
	◇制限なし 同時期に複数の発注案件がある場合、 一部制限を解除する。(総合評価方式一般競争入札)	